

定例庁議次第

令和6年4月30日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 審議事項

なし

4. 報告事項

(1) 非公開

(2) 令和5年度 吉岡町子どもの貧困に関する調査結果の報告について
(健康福祉課 永井課長)【資料番号2】

5. 議案事項

(1) 吉岡町土地開発公社の経営状況報告について (総務課 小林課長)【資料番号3】

(2) 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を
求めることについて (住民課 一倉課長)【資料番号4】

(3) 群馬県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
(住民課 一倉課長)【資料番号5】

(4) 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることに
ついて (税務会計課 中澤課長)【資料番号6】

(5) 吉岡町税条例の一部を改正する条例について
(税務会計課 中澤課長)【資料番号7】

(6) 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(教育委員会事務局 米沢局長)【資料番号8】

(7) 吉岡町教育支援センター設置及び運営に関する条例
(教育委員会事務局 米沢局長)【資料番号9】

6. その他

7. 閉会

(次回庁議は、5月14日(火) 8:45⇒案件提出は、5月9日(木) 正午まで)

4月30日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【2. 報告事項】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 健康福祉課長 永井 勇一郎

【件 名】

令和5年度 吉岡町子どもの貧困に関する調査結果の報告について

【目 的】

「国の子ども貧困対策の推進に関する法律」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえ、吉岡町の子どもの貧困の実態に関する基礎資料を得ることを目的として実施したアンケート調査の結果がまとまったので、議会に報告書を提出するとともに、調査結果の概要についても議会に報告するものです。

【概 要】

1. 「令和5年度吉岡町子どもの貧困に関する調査報告書」冊子の配付
2. 調査方法及び調査結果の概要説明

4月30日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（2. 報告）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

吉岡町土地開発公社の経営状況報告について

【提案理由】

地方自治法第243条の3第2項の規定により、吉岡町土地開発公社の令和5年度の事業並びに決算概要、令和6年度の予算、事業及び資金に関する計画について議会に報告するもの。

【概 要】

令和5年度は公有地取得事業の用地取得及び用地売却は行われなかった。

令和5年度決算

収益的収入及び支出		資本的収入及び支出	
収入	650 円	収入	0 円
支出	506,860 円	支出	0 円
差引	▲506,210 円	差引	0 円
繰越準備金	13,617,937 円		

令和6年度予算

収益的収入及び支出		資本的収入及び支出	
収入	0 千円	収入	0 円
支出	723 千円	支出	0 円
差引	▲723 千円	差引	0 円

【上程予定】

令和6年第2回定例会

4月30日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（3. 承認）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【2. 不要】

付議者 住民課長 一倉 哲也

【議案名】

承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

【提案理由】

地方税法施行令の一部を改正する法律（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日付けで施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるもの。

【概 要】

1 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げ（第2条第3項関係）

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げるもの。

2 5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正（第23条第1項、同項第2号及び第3号関係）

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5千円に、2割軽減の基準については被保険者に乗ずる金額を53万円5千円から54万5千円に引き上げるもの。

3 技術的改正（第2条第3項関係）

その他字句の整理を行うもの。

4 施行期日等

(1) 施行期日（附則第1項関係）

令和6年4月1日

(2) 適用区分（附則第2項関係）

この条例による改正後の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、改正前の国民健康保

険税の額とするもの。

【専決処分日】

令和6年3月31日

【上程予定】

令和6年第2回定例会

4月30日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【2. 不要】

付議者 住民課長 一倉 哲也

【議案名】

議案第41号 群馬県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

【提案理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により被保険者証が廃止され、処理する事務に変更が生じることから、群馬県後期高齢者医療連合規約を変更することについて、関係地方公共団体による協議を行うため。

【概 要】

1 広域連合及び市町村の処理する事務に係る規定の改正（規約第4条及び別表1関係）

広域連合規約第4条及び別表第1に定める市町村が処理する事務に規定されている被保険者証に関連する文言の修正が必要になったことから、広域連合規約第4条において規定する広域連合が処理する事務を、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び同法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行われるものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務」に改め、市町村の処理する事務を定めている別表第1を削除するもの。

2 技術的改正

(1) 条項ずれ対応（規約第8条、第17条、別表第2、別表第3関係）

規約改正により別表1を削除したことに伴う条項ずれ対応を行うもの。

3 施行期日（附則関係）

令和6年12月2日

【上程予定】

令和6年第2回定例会

4月30日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（3. 承認）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【2. 不要】

付議者 税務会計課長 中澤 礼子

【議案名】

承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

【提案理由】

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「改正法」という。）が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日付けで施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要性が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるもの。

【概 要】

1 町税の減免

職権による減免を可能とする税目を追加するもの。

- (1) 町民税（第51条第2項関係）
- (2) 固定資産税（第71条第2項関係）
- (3) 特別土地保有税（第139条の3第2項関係）

2 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設（新附則第5条の2関係）

令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税（令和5年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるもの。

3 令和6年度分の個人住民税の特別税額控除の新設（新附則第7条の5、新附則第7条の6及び新附則第7条の7関係）

令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除について新設するもの。

4 令和7年度分の個人住民税の特別税額控除の新設（新附則第7条の8関係）

令和7年度分の個人住民税の特別控除額に係る同一生計配偶者を有する者に係る特例について新設するもの。

5 町民税の課税の特例

- (1) 特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用後のものとなるよう読替え規定を追加するもの。（附則第8条関係）
- (2) 特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、次の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもの。
 - ア 上場株式等の配当所得の分離課税分（新附則第16条の3第5号関係）
 - イ 土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分（附則第16条の4第5号関係）
 - ウ 長期譲渡所得の分離課税分（附則第17条第3項第5号関係）
 - エ 短期譲渡所得の分離課税分（附則第18条第5項第5号関係）
 - オ 一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分（附則第19条第2項第5号関係）
 - カ 先物取引に係る雑所得等の分離課税分（附則第20条第2項第5号関係）
 - キ 特例適用利子等及び配当等（附則第20条の3第2項第5号及び第3項第5号関係）

6 固定資産税の課税の特例

- (1) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の導入について新設するもの。（新附則第10条の2第7項関係）
- (2) 新築された認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することができることとしたもの。（新附則第10条の3第3項関係）

7 固定資産税の年度更新

改正法にあわせて特例の期間を延長するもの。

- (1) 土地の下落修正措置（附則第11条及び附則第11条の2関係）
- (2) 宅地等に係る負担調整措置（附則第12条関係）
- (3) 農地に係る負担調整措置（附則第13条関係）

8 特別土地保有税の年度更新（附則第15条関係）

改正法にあわせて特例の期間を延長するもの。

9 技術的改正

(1) 条項ずれ対応

- ア 改正法の施行に伴う条項ずれ対応を行うもの。（附則第6条、附則第8条第3項、旧附則第10条の2第7項から14項、旧附則第10条の3第8項から15項関係）
- イ 本条例の改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。（附則第8条第2項、旧附則第10条の2第7項から第14項及び旧附則第10条の3第3項から第14項）

(2) 字句の整理（第51条第2項及び第3項並びに第71条第2項及び第3項並びに

第139条の3第2項及び第3項関係)

その他字句の整理を行うもの。

10 施行期日等

(1) 施行期日(本条例の附則第1条関係)

令和6年4月1日

(2) 固定資産税に関する経過措置

ア 令和5年度分までの固定資産税については、従前の例によることとされたこと。

(本条例の附則第2条第1項関係)

イ 改正法による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、従前の例によることとされたこと。(本条例の附則第2条第2項関係)

ウ 旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、従前の例によることとされたこと。(本条例の附則第2条第3項関係)

エ 旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、従前の例によることとされたこと。(本条例の附則第2条第4項関係)

【専決処分日】

令和6年3月31日

【上程予定】

令和6年第2回定例会

4月30日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 税務会計課長 中澤 礼子

【議案名】

議案第35号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について

【提案理由】

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 寄附金税額控除（第34条の7関係）

公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、寄附金税額控除の対象に公益信託の信託事務に関連する寄附金を追加するもの。

2 公益法人等に係る町民税の課税の特例の廃止（旧附則第4条の2関係）

課税標準の計算（みなし課税）を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、廃止するもの。

3 技術的改正

（1）条項ずれ対応（第56条関係）

私立学校法の一部を改正する法律の施行に伴う条項ずれ対応を行うもの。

4 施行期日等

（1）施行期日（附則第1条関係）

ア 令和7年4月1日（第56条関係）

イ 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日（第34条の7及び旧附則第4条の2関係）

（2）経過措置（第34条の7関係）

寄附金税額控除の対象となる公益信託の信託事務に関連する寄附金に所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正前の所得税法の規定により特定寄附金とみなされるものを含むものとするもの。

【上程予定】

令和6年第2回定例会

4月30日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 教育委員会事務局長 米沢 弘幸

【議案名】

議案第38号 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例の一部改正する条例について

【提案理由】

通学バスの使用料を無料としたいため。

【概 要】

1 使用料の無料化（第7条関係）

使用料を無料とするもの。

2 使用料の減免の廃止（旧第9条関係）

使用料の無料化に伴い、使用料の減額又は免除する規定を廃止するもの。

3 技術的改正

（1）条項ずれ対応

本条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。（第8条、新第9条及び新第10条関係）

（2）字句の整理（第6条関係）

その他字句の整理を行うもの。

4 施行期日等

（1）施行期日（附則第1条関係）

令和6年7月1日

（2）経過措置（附則第2条関係）

この条例の施行期日前の通学バスの使用料については、従前の例によるものとする
こと。

【上程予定】

令和6年第2回定例会

4月30日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 教育委員会事務局長 米沢 弘幸

【議案名】

議案第39号 吉岡町教育支援センター設置及び運営に関する条例の制定について

【提案理由】

不登校の児童及び生徒への支援等を行うための教育機関として、吉岡町教育支援センターを設置するため。

【概 要】

1 設置（第1条関係）

吉岡町教育支援センターを設置することについて定めるもの。

2 名称及び位置（第2条関係）

名称を「吉岡町ふれあい教室」及び「吉岡町ひばりの家」として、その位置を定めるもの。

3 対象児童生徒（第3条関係）

不登校の状態にある児童及び生徒であって、教育委員会規則で定めるものを教育支援センターの対象となる児童及び生徒とするもの。

4 事業（第4条関係）

教育支援センターで行う事業について定めるもの。

(1) 対象児童生徒の教育相談

(2) 対象児童生徒の生活指導並びに学習指導及び教科指導

(3) 対象児童生徒の特性等に応じた適切な個別指導による豊かな人間性及び社会性を育むための支援

(4) 不登校に係る情報の収集及び提供

5 職員（第5条関係）

教育支援センターに指導員その他必要な職員を置くこととするもの。

6 施行期日（附則関係）

令和6年7月1日

【上程予定】

令和6年第2回定例会